

公共施設等LED化改修業務（ESCO事業） 工事 現場説明書

大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の改正により、受託者は工事着手前に解体・改修作業に係る部分の全ての材料について、石綿含有の有無等について事前調査（書面調査及び現地調査の両方を実施。）を行い、その結果を本市に書面で報告する必要があります。

また、令和4年4月1日から受託者は事前調査の結果を工事着手前に県および労働基準監督署に電子システムで報告する必要があります。

詳しくは、下記を参照の上、作業計画を作成してください。

山形県HP「石綿（アスベスト）飛散防止対策について」

<https://www.pref.yamagata.jp/050014/kurashi/kankyo/taiki/asbestos.html>

I 一般事項

1 工事完成期日

令和8年3月31日

ただし、以下の点について、留意すること

- ・コミュニティ施設については、開館時間中に工事を行うこと。

休館日： 毎月第3日曜日、12月29日～1月3日。

開館時間： 9：00～22：00

- ・学校施設については、授業の支障とならないよう、配慮すること。また、屋内運動場については、原則として、夏休み期間中に工事を完成させること。給食室についても、長期休み期間中に工事を完成させること。

夏休み期間：7月下旬～8月中旬 24日間～30日間（学校毎に期間設定あり）

- ・道路照明については、原則として、夜間及び冬期間（12月～3月）の作業を禁止する。作業時間及び交通誘導員の配置は、交通管理者より得た道路使用許可の条件に従うこと。

2 遵守法令

地方自治法及び酒田市契約規則並びに工事実施にあたり適用される関係法令、規則を遵守する義務を負う。

3 週休2日確保工事

(1) 発注者指定型の週休2日確保工事とする。週休2日確保工事としての工期設定及び経費の計上を前提とする。

(2) 山形県の「営繕工事における週休2日確保工事実施要領」を準用する。

- (3) 対象期間が30日未満となった場合は、週休2日確保工事の対象外とする。
- (4) 年末年始休暇、夏季休暇は、発注者、受注者協議の上定める。
- (5) 週休2日の達成を理由に工期の変更は認めない。ただし、受注者の責めによらないときはこの限りではない。
- (6) 現場閉所率の実績や対象外工事となった場合は必要に応じて設計を変更する。

4 官公庁への手続き

工事の施工に必要な官公署その他への手続きは、速やかに行うこと。なお、手続きにかかる一切の費用は、本工事費に含まれるものとする。

5 労働災害の防止

労働安全衛生法等、定められた関係書類を監督官庁に提出し承認された写しを本市担当職員に提出のこと。

6 法定外の労災保険の付保

本工事において、事業者は法定外の労災保険に付さなければならない。労災保険の契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを本市に提示すること。

7 第三者への責任

工事施工による振動、騒音、粉塵、その他近隣環境への影響には特に注意し、付近住民、道路利用者等第三者に対するトラブルについては、受託者の責任において解決すること。

8 工事車両の運行

道路管理者と事前協議のうえ、運行経路等その指示によるものとし、交通事故防止に十分留意のこと。

9 原形復旧

建物、道路、側溝等を損傷した場合は、その都度速やかに復旧し、工事用地は建物竣工までに着工前の状態に修復のこと（釘・木片・コンクリート・くず等を残さないようにすること）。

10 事故報告

工事の施工中に事故が発生した場合は、第一報を直ちに本市へ電話にて通報するとともに、通報後速やかに工事事務報告書をFAX又はメールにより提出すること。報告する事故は、「労働災害」、「もらい事故」、「死傷公衆災害」、「物損公衆災害」とし、事故の規模を問わず、すべて報告すること。

11 工事の出来高に伴う所有権

工事目的物に対し、部分払いを行った出来高部分の所有権は部分払いを行った時点において本市に帰属するものとする。

1 2 火災保険等

別紙1により火災保険等を付し、証書の写しを市担当職員に提出すること。保険対象期間等は別紙1による。

1 3 法定福利費を明示した見積書の使用

下請けを発注する者は、下請負人から見積書を徴収する場合は、法定福利費が明記された見積書を徴収するよう努め、受託者は下請負人に周知を図ること。

1 4 受託者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入等

(1) 受託者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいう。）（当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受託者が直接締結する下請契約を除く。以下「二次以降下請契約」という。）の相手方としないよう努めなければならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(2) 受託者は、前項にかかわらず社会保険等未加入建設業者を二次以降下請契約の相手方とする場合は、あらかじめ本市に契約の相手方とする理由を添えて報告しなければならない。

1 5 契約変更

工事の取り合わせ等による軽微な変更が生じた場合、契約変更は行わない。

II 現場事項

1 適用

記載された特記事項の中で、□印及び■印の付いたものについては、■印の付いたものを適用する。

2 設計図書の優先順位

(1) 現場説明書及び質疑応答書

(3) 設計図書（詳細設計で本市担当職員の確認を受けたもの）

(4-1) コミュニティ施設、学校施設

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

「公共建築工事標準仕様書」（最新版）

「公共建築改修工事標準仕様書」（最新版）

「公共建築設備工事標準図」（最新版）

「公共建築木造工事標準仕様書」（最新版）

「建築物解体工事共通仕様書・同解説」（最新版）

(4-2) 道路照明

社団法人日本道路協会 発行

「道路照明施設設置基準・同解説」（最新版）

国土交通省

「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）」（最新版）

3 仮設電力・用水

施設運営に支障のない範囲で使用可とする。

4 工事の記録・履行状況報告

工事進行上の質疑、指示、請求などは必ず書面により行うこととし、本市担当職員の指示した事項及び協議した結果について、記録を整備すること。

また、毎月の履行状況を報告すること。

5 写真等

着工前から竣工までの工程写真を詳細に撮影し、説明書きを行うこと。

6 下請業者の選定及び使用資器材の調達について

下請業者の選定及び使用資器材、労務の調達にあたっては、市内事業者（本市に本社を置く事業者）を優先し、本市の産業・経済の振興に寄与するよう努めること。

7 下請報告及び施工体制台帳等の整備について

下請契約を締結もしくは変更した際は、酒田市建設工事元請下請関係適正化指導要領に従い、遅滞なく本市に報告すること。合わせて施工体系図、施工体制台帳及び再下請負通知書を整備し、遅滞なく本市に提出するとともに、同じものを工事現場に

備え置くこと。

8 提出書類

別紙2により、適宜、速やかに提出すること。この場合において、表中項目に※印のついている書類については、電子納品とすることができる。

9 材料検査及び立会検査

(1) 市担当職員の検査を受け合格したものでなければ使用できない。ただし、製作工程で試験検査を実施しなければならない材料、製品についてはすべて受託者による自主検査を実施し、その結果を報告し承認を得ること。

(2) 試験によらなければ設計図書に定められた条件に適合する事が確認出来ないものは、公的試験の品質、規格、性能証明書、強度試験成績書等を提出すること。

10 解体等工事について

(1) 解体等工事については、大気汚染防止法、石綿障害予防規則等のアスベスト対策関連法を初め、関係法令に従い適正に施工すること。分別解体等の方法は以下の方法によるものとする。

	工程	作業内容	分別解体の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①建築設備・内装材料	建築設備・内装材の取り外し ■有り □無し	■手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根葺材	屋根葺材の取り外し □有り ■無し	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取壊し □有り ■無し	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有り ■無し	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他	その他の取り壊し □有り ■無し	□手作業 □手作業・機械作業の併用

(2) 受託者は、解体等工事を行う前に石綿含有建材が使用されていないか、事前調査により確認し、その結果を市担当職員に説明する（【別紙2】提出書類）と共に、事前調査結果を公衆の見やすい場所に掲示すること。（県知事への報告は別途行うこと。）

11 工事に伴う発生材の処理について

工事に伴う発生材の処理については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令に従い、適切に処理すること。なお、工事に伴う発生材の運搬及び処分は、

廃棄物処理法で定める事業許可のある産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処理業者とし、着工に先立ち市担当職員の承認を得ること。

1.2 工事に伴う有価物の処理について

- (1) 建築物に付随する有価物を原料資源（スクラップ）とする場合は、有価処分して構わない。ただし、市担当職員に報告するものとする。
- (2) 原則として売り払いによる処分は認めない。
- (3) 現物のまま又は加工して再利用する場合は、事前に市担当職員と協議すること。

1.3 PCBを含む製品について

PCBを含む製品のおそれがある場合は、確認又は分析を行い、市担当職員に報告すること。なお、PCBを含む製品については、密閉容器に収容のうえ本市に引き渡すものとする。

1.4 その他

- (1) その他特記なき細部については設計図書、公共建築工事標準仕様書及び建築物解体工事共通仕様書等を熟読のうえ遵守のこと。
- (2) 学校施設への資材等を搬出入する場合は、児童・生徒、教職員及び近隣の安全に十分注意すること。特に、登校時間帯である7：30～8：30の間は車両の搬出入は避け、早朝若しくは登校後とすること。また下校時間帯は頻繁な車両の搬出入は避けること。
- (3) 施設によっては、同時期に、別途、市発注工事を実施する場合がある。現地作業前に、施工スケジュールの調整等、十分に打合せを行うこと。

【別紙1】火災保険等

建築工事及び建築設備工事において、受託者は工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならない。受託者は保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに本市に提示しなければならない。火災保険等を付する保険の種類、期間及び金額は次の通りとする。

1 保険の種類

次の対象工事ごとに定める保険とする。

保険の対象工事	保険の種類
改修工事、専門工事	建設工事保険又は組立保険

2 保険の対象

- (1) 工事目的物：工事出来高見込相当部分（既設建物は対象外とする）
- (2) 工事中材料：現場に搬入した検査済材料
- (3) 支給材料：引渡済支給材料
- (4) その他：本市が特に指定したもの

※指定がない限り、既設建物については対象としない

3 保険金額

保険の種類	保険金額
建設工事保険	契約金額（基礎、屋外工事を除くことができる）
組立保険	契約金額（地中埋設物を除くことができる）

※支給材料やその他特に指定されたものがある場合は、その額を加算した額を保険金額とする。

4 保険契約の時期

保険の種類	保険契約の始期
建設工事保険	工事着手日（基礎部分を除く場合は基礎工事完了日）
組立保険	工事着手日

※終期は工事完成期日経過後14日後とする（引渡日が保険期間を超える場合は延長すること）。

5 被保険者について

建設工事保険、組立保険は本市及び受託者と、そのすべての下請負人とする。

【別紙2】提出書類

様式は、酒田市建設工事請契約約款の様式を準用する。

I. 工事開始前			
項目	部数	備考	
現場代理人等指定（変更）通知書	2部	（契約約款様式第4号） 添付資料 ・主任技術者・監理技術者の資格証明書 ・3ヶ月以上の雇用関係を確認できる証明書	
※ 火災保険等	1部	写し	
コリンズ受注登録	1部	500万円（税込み）以上	
II. 工事期間中			
項目	部数	備考	
※ 実施工程表	1部	工事着手前 現場閉所予定日を記載する	
※ 施工計画書	2部	工事着手前 再生資源利用（促進）計画書を含める	
※ 事前調査結果説明書	2部	工事着手前（解体等工事に係る作業）	
道路使用許可（写し）	1部	都度、該当部分の工事着手前	
※ 打合せ議事録	1部	都度	
※ 履行状況報告書	1部	毎月	
※ 承認図等	2部	工事着手前 工事打合簿（営繕工事指定様式）により提出	
※ 施工図	2部	工事着手前	
施工体系図、施工体制 台帳及び再下請負通知書	2部	下請契約を締結又は変更した都度 （酒田市建設工事元請下請関係適正化指導要領（以下、「元請下請適正化要領」という。）別紙様式3、4-1、4-2） 添付資料 ・欄外※1、2に示す書類 ・暴力団排除に関する誓約書（元請下請関係適正化要領別紙様式5、6）	
III. 出来高払請求時			
工事出来形検査請求書	1部	（契約約款様式第13号）	
出来高内訳書	1部	内訳書の大項目～中項目	
実施工程表	1部	請求時の出来高率がわかるもの	
IV. 工事完成時			
項目	部数	備考	
完成通知書	2部	（契約約款様式第8号）工事完成日付	
工事目的物引渡書	2部	（契約約款様式第9号） 完成検査合格の日付	
請求書	1部	（市指定様式） 完成検査合格の日付以降	
完成検査写真	1部	※表紙不要（完成検査後の提出） 検査箇所及び検査内容（検査している書類の種類等）を記載	
完成写真	1部	着工前と完成が対比できること。	

※	工事写真	1部	黒板に日付を記入
※	COBRIS	1部	WEB入力による登録
	完成図書	1部	<ul style="list-style-type: none"> ■目次 ■工程表（計画及び実施工程、現場閉所日が分かるもの） ■緊急時連絡リスト ■下請リスト □キーリスト ■施工計画書（本市担当職員が承認したもの） ■施工体系図（元請下請適正化要領別紙様式3） ■施工体制台帳（元請下請適正化要領別紙様式4-1）欄外※1添付 ■再下請負通知書（元請下請適正化要領別紙様式4-2）欄外※2添付 ■主要機器一覧表 ■機器承認図（本市担当職員が承認したもの） □機器の性能試験成績書（工場試験成績書 等） □使用材料規格証明書 ■出荷証明書 ■現地試験成績書 （出来形管理図、総合試運転結果 等） □保守工具一式 □フロン排出抑制法による充填証明書、回収証明書、引取証明書、再生証明書、破壊証明書、充填量及び回収量の記録 ■マニフェストE票の写し ■関係官庁届出書類控え及び検査証 <p>以下の図書は別ファイルにまとめて綴じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■メーカー保証書 ■建築物等の利用に関する説明書 ■機器の取扱説明書
※	打合せ議事録綴り	1部	打ち合わせ内容を清書したもの
	完成図	各種	<ul style="list-style-type: none"> ■製本 A2版2部、A3縮小版1部 <p>黒表紙（ハードカバー）2つ折、文字は金文字とする。 表紙、背表紙に打文字で工事名を明記。 コミュニティ施設、学校施設、道路照明でそれぞれ分けて製本すること。 同一建物の工事は1冊にまとめること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■電子データ <p>JWW、DXF、PDFデータの3種類とする。 JWWデータが準備できない場合は、DXFデータのみでも可。</p> <p>※図面に記載された使用材料の参考メーカーや商品名、参考品番等は納入したものに改めること。</p>
	施工図	各種	<ul style="list-style-type: none"> ■製本 A2版1部 ■電子データ <p>完成図と同一の方法により提出</p>

【参考 酒田市建設工事請負契約約款様式等】

https://www.city.sakata.lg.jp/shisei/nyusatsu/youshiki/nyuusatsu_keiyaku.html

【参考 酒田市建設工事元請下請関係適正化指導要領 様式等】

https://www.city.sakata.lg.jp/shisei/nyusatsu/keiyakuoshirase/keiyakuseido_shi.html#cmscms11

※1 施工体制台帳には以下の書類の写しを添付

(1) 元請負人に関する以下の書類

- a. 本市との契約書
- b. 配置技術者の保有資格がわかるもの
- c. 配置技術者の雇用関係がわかるもの
- d. 専門技術者等の保有資格がわかるもの
- e. 建設業許可通知書若しくは建設業許可証明書
- f. 健康保険等の加入状況がわかるもの
- g. 建設業退職金共済制度等の加入状況がわかるもの
- h. 法定外の労災保険の付保状況がわかるもの

(2) 下請負人に関する以下の書類

- a. 下請負人との契約書
- b. 暴力団排除に関する誓約書（元請下請適正化要領別紙様式 5、6）
- c. (1) の b～g

※2 再下請負通知書には以下の書類の写しを添付

- a. 再下請負人との契約書
- b. 暴力団排除に関する誓約書（元請下請適正化要領別紙様式 5、6）
- c. ※1 (1) の b～g